

1950年代半ばにおける日本の原子力事情

——原子力研究開発機関設立をめぐる諸状況——

天沼 香

はじめに

本稿は、先に発表した拙稿「原子力研究開発黎明期における中央の動向——政財界・学界・マスコミの対応——」(『東海女子大学紀要』第9号)の続編であり、さらに先に発表した「原子力研究開発黎明期における地域社会の動向——国家意志と地域=原研設置と東海村——」(地方史研究協議会編『地方史研究』158号)の姉妹編という位置づけがなされるべき論である。

先の論考で私は、まず、「なぜ『原子力』の歴史を考えるのか」を問い合わせる後に日本における原子力研究開発に関する「時期区分」を明確に行つた。その上で、日本において突如として「原子力予算」が出現した経緯、そしてその後のそれに対する学界やマスコミの対応、日米原子力協定の締結直後からの急速な原子力開発に向けての国内体制の整備(財団法人原子力研究所の設立、原子力基本法の制定、原子力委員会の発足等)といった当時の実際的な状況を明らかにした。

以上が拙稿「原子力研究開発黎明期における中央の動向」の前半の構成であり、その後半では後々まで禍根を残すことになる「原子力研究所敷地選定問題」を扱つた。何故、この問題が後々まで禍根を残すことになってしまったかといえば、この一件で早くも発足したばかりの原子力委員会の存在がないがしろにされてしまい、本来、科学者と民衆がじっくりと考えていくべき、こうした問題が露骨な政治の介入によって決定されてしまったために、多くの人々

に日本における原子力研究開発について非常な不信感を持たせることになったからである。

あまつきえ、「原子力予算」の出現自体からして、米国の意を汲んだ改進党代議士たちの策謀であり、専門の科学者たちがそれぞれにかんでいた形跡はなかった(少なくとも公式的には)。

このように、専門家の間で十二分な討議がなされ、またある程度の国民的コンセンサスが出来上がった上で、日本の原子力研究開発が始められたのでは決してなく、一部の米国の意向に迎合的な政界の人々の独走によって、どこか不透明な形で、それが始められてしまったところに、現在にまで尾を引く諸々の問題が存在しているのである。

本稿では、こうした状況をふまえた上で、原子力研究開発に関わる諸機関、すなわち特殊法人日本原子力研究所(以下、原研と略称)、原子燃料公社(以下、原燃と略称)、放射線医学総合研究所(以下、放医研と略称)等の設立されていく過程及び「原子力」に関する財界の動向を明らかにしたいと考える。

第1章 原子力研究開発諸機関の設立

1 「財団法人」原子力研究所から「特殊法人」日本原子力研究所へ

前稿で述べたように、不明朗な動きのうちに原研の敷地は、茨城県東海村に決定したのであるが、この時期の原研にとってもう一つの重要な問題はその性格についてであった。原研は1995年11月30日に財団法人として設立されたが、これはあくまで暫定的な措置であり、早晚恒久的な組織作りが期されていたのである。

原子力合同委員会では、かねてからイギリスの研究体制が各国のうち日本にとって最も参考になるとして、原研を強力な国家意志によって運営するために「公社」とすることを主張していた。一方、関係各官庁の側では官民協力体制をとるためとして「特殊法人」案をもっていた。結局この両案の対立は1955年中は解決しないまま、発足早々の原子力委員会に委ねられた。ところが、1956年の原子力予算の審議にあたって大蔵省は、「国立」論を唱えてきた。これは、予算が全額国家支出だからという財政負担上の理由からである。ここに「公社」案、「特殊法人」案、「国立」案が鼎立することになった。

1956年1月14日、この問題について話し合った原子力委員会では、「国立」案反対を明確にしている。その理由は、(1) 紙与法や定員法に縛られ、人材が得られない、(2) 国立では能率があがらない等である。更に20日の同委員会は、原研を「公社」とすることを内定した。31日の臨時委員会でも「公社」案を確認したが、一方大蔵省も相変わらず「国立研究所」とすることを強く希望、原研は直接国の監視下に置くことが望ましく、国立にしても資金、人員などの面で弾力性を保ちうると主張している。

「公社」か「特殊法人」か「国立」かによって自らの原研への関わり方もかなり異なってくる財界も、この性格決定にはかなり関心を示し、経団連では、2月4日、原子力懇親会（会長石川一郎経団連会長、原子力委員）を開催し、原研について大蔵省筋に原研を国営にする考え方があるが——国営の場合は国家予算に縛られて弾力性のある運営が困難である。また、民間との十分な連絡を保つにも不便である——などの点から原研「国立」案に反対の意向を明らかにした。財界は元来、影響力を浸透させうる「特殊法人」を望んでいたのである。

さて、2月6日の原子力委員会でも原研の性格について討議されたが、結局、①民間からの出資は認めるが、日本銀行のように株主が発言権を持たない出資証券の方式をとる、②特殊法人とし、役員は政府が任命する、という妥協案を大蔵省側に提示することで全委員の意志がま

とまり、この妥協案をもって翌7日、正力委員長が一万田蔵相と会見した結果、蔵相もこの民間出資を受け入れる特殊法人案に同意を示したのであった。

これにより、原子力委員会は、原子力合同委員会において検討され、法案化されて原子力委員会へ回されてきた「日本原子力研究所法案要綱」を練り直し、法案を作成することになるのである。この法案は、3月2日閣議決定、3月5日国会に上程という日程をたどり、4月30日に日本原子力研究所法⁽¹⁾として成立した。

この時、同時に原子燃料公社法、核燃料物資開発促進臨時措置法も成立している。これら三法は5月4日に公布され、5月24日には、理事長に安川第五郎安川電機相談役が内定し⁽²⁾、6月15日には、「財團法人」原研の資産、業務、人員を引き継ぎ、4億9800万円（政府出資2億5000万円、民間出資2億4800万円）の資本金をもって、「特殊法人」日本原子力研究所が発足したのである。

さて、この「特殊法人」日本原子力研究所発足に先立ち、「財團法人」原子力研究所では4月から入所して最初の原子力の扱い手となる研究員の募集を始めていた。これは、日本で始めての原子力研究開発機関であるだけに、その研究要員の人事なども学界等の注目するところであったが、人材確保については原子力基本法にもうたわれている通り、公開、民主、自主の原則に基づいて、公募して選考するということになっていた。学術会議も原研研究員は全国的に公募し、能力以外の問題で差別はしないよう原研当局に申し入れを行っている。

原研の研究員配置表によると、1956年度の研究員採用予定は94人（前期46人、後期48人）となっていた。この前期46人の採用予定に対し、既に300人以上の応募者があったのだが、1956年2月7日の理事会の席上で、既に27人の採用が確定していることが判り⁽³⁾、それが大いに問題化した。この27人について久布白理事は、優秀な人材ばかりなので、書類選考で採用したと述べたが、これに対し、原研の民主的運営を目指して公募を要求していた学術会議、学界は厳しい

批判を加えた。茅誠司学術会議会長は採用確定の無効を主張、人事を明朗に行うことを求め、また2月11日に開催された学術会議原子核特別委員会でも朝永振一郎委員長、その他の委員が原研に対し抗議の意を表明した。

これに対し、原研側でも、2月23日、3月末までに採用する研究員を少し枠を広げ56名とし、“採用確定者”として扱われていた27名のうち17名（主任研究員を含む）だけを正式採用とし、あとはこの他344名の一般応募者とともに選考委員会にかけて選抜することを決定した。しかし、民主的運営、公開等を表看板とする「原子力の平和利用」の最初の担い手の選考においてこのような非民主的な決定がなされたことは、学界に大きな不信感を与えたのであった⁽⁴⁾。

その後原研では、5月8日に東海村で建設事



写真1. 「原子の火」の灯ったことを大々的に報じた当時の新聞

務所の開所式が行われ、さらに8月10日には、正力、安川らも出席して原研起工式が行われた。そして湯わかし型（ウォーター・ボイラー型）原子炉（出力50Kw）に続く第2号炉 CP-5型（出力1万Kw）について米AMF社と契約を結ぶなど実際の業務に入っていくのである。それ以降の原研の事業については、『原研10年史』、『原研20年史』に譲ることとして、ここでは JRR-1 すなわち、日本における第1号の原子炉が臨界に達するまでの道程を大雑把に描くにとどめる。

8月7日、午前5時23分ついに“原子の火”、同5時半、神原豊三湯沸型炉管理室長の正式発表「JRR-1 原子炉は8月27日午前5時23分臨界状態に達した。臨界量は、ウラン235、1,170グラム、出力は60ミリワット、制御棒4本のうち1本の半分だけが炉心に差し込まれた状態だった⁽⁵⁾」。

1942年12月2日、アメリカ合衆国シカゴ大学で、エンリコ・フェルミが、初めて核分裂連鎖反応の持続的制御に成功してから約15年後、日本でもアメリカ人技師によって組み立てられた米国製の原子炉が運転を開始したのであった。

2 原子燃料公社の発足

1956年6月15日には、特殊法人、日本原子力研究所が発足したが、同年8月10には、原研とともに原子力研究、開発を担う機関として原子燃料公社が発足している。核燃料物資を紐無しで石油や石炭のように海外から大量に供給を受けることは、非常に困難であることが予想され、その入手確保は、原子力の平和利用にとっての死活問題といつてもよいほど重大な課題であった。

既に1954年度、675万円、55年度3,200万円という予算が通産省の地質調査所に計上されていた。これは、国内におけるウラン資源の探査のためであったが、本来この地質調査所は、ある特定鉱物の開発を目的とするものではないので、本格的なウランの探査、埋蔵鉱量の確定、品位の確認、その採鉱から製錬等を行うための専門機関が必要視されていた。また当時考えられて

いた需給のバランス（さし当たっての天然ウランの年間需要量は数トン～10数トンと見られていた）や国際関係との絡み合いで考えた場合の核燃料管理等の問題、さらに一山当てようという鉱山師の横行を抑制するためにも核燃料資源の開発体制の整備が急を要することとなつたため、1955年12月16日に成立した原子力基本法の第3章第7条にも、原子力研究所の設置と共に、「核原料物質及び核燃料物質の探鉱、採鉱、精錬、管理等を行わしめるため原子燃料公社を置く」と明記されていた。さらに第7条第2項では、「原子力研究所及び原子燃料公社に関する規定は別に法律で定める」とされている（日本原子力研究所法の成立については本章の1で述べた通りである）。ここに核燃料開発の中心機関として、原燃を設置するための法律として原子燃料公社法制定の作業が始められることになる。

国会の原子力合同委員会がまず原子燃料公社法案を起草、1956年1月31日に完成させ、同法案を政府提案とするように原子力委員会に要請、これを受けた原子力委員会では、原子力合同委員会が作成した法案を検討し、2月10日に同法案について原子力委員会の見解をまとめた。同法案には「核燃料物質を生産するため核原料物質を精錬する事業は、公社が一手にこれを行うものとする」等のことが規定されている⁽⁶⁾。この原子力委員会の同法案に対する見解をもとに、総理府原子力局は、同法案を修正して原子燃料公社法案第2次案を作成して関係各省庁へ配付した。

2月半ば、この段階において大問題が突如、持ち上がってきた。原子燃料公社の「公社」の性格は、所謂3公社5現業の「公社」の性格と同様にしてもよいのかどうかという問題である。「3公社」すなわち、日本国有鉄道（現JR各社）、日本専売公社（現日本たばこ産業等）、日本電信電話公社（現NTT）は、各々の分野における大独占企業であり、それぞれ大きな組織、多数の人員、多額の予算を擁し、日本国民の生活に大きな、直接的影響力を持つものである。

比するに、1月23日に決定した1953年原子力予算の配分表によると、原燃は1億（出資金1千万円、補助金9千万円）プラス5千万円（債務負担）の計1億5千万円そして1956年度人員は93人という弱小企業である。この両者を同様の「公社」として扱うことが妥当であるかどうかという疑問が各方面から出されたのである。

大蔵省は、「3公社」はその予算を政府機関の予算として、国家予算と共に国会へ提出してその議決を受けることが必要であるが、予算規模が極めて小さい、国民経済への影響力もほとんどないであろう原子燃料「公社」の場合にもこのような必要があるのであろうか、として名称を原子燃料「公団」とすべきであることを主張した。さらに大蔵省は、「公社」案で法律が成立すると、予算上「公社」として組んでいいないので、予算補正の必要が生ずるが、1億5千万円程度のために補正予算を組むのは好ましくないという思惑もあった。こうして大蔵省の強い反対によって「公社」案は難行、20日には正力国務相と一万田蔵相が会談し、結局原子燃料公団に変更されることになった⁽⁷⁾

一方、原子力委員会及び原子力合同委員会は、「公社」案を主張、論拠として次のような諸点を挙げている。

(1) 原子燃料「公社」の業務は、国で行うべきものであり、だからこそ核原料物質開発促進臨時措置法案（原燃法案と同時に国会に提出される法案）において、「公社」職員は、核燃料物質探査のため他人の土地等へ立ち入りの権限が認められているのであるし、またウラン精錬の最終段階は当分の間、原子燃料「公社」が独占して行う可能性が高いのであるから「公社」でよい。また「3公社」との性格の相違はない。

(2) 原子力基本法に、すでに「原子燃料公社」という名称が使用されており、この名称の変更のためには、原子力基本法は改正しなくてはならないが同法改正はそう軽々しく行うべきではない⁽⁸⁾、等である。

結局、両案の対立は解けず、政府最高幹部間で、調整妥協が行われたが、それは、原子燃料「公社」の名称は変更しないが、その予算は既

存の「3公社」と異なり、国會議決事項ではなくする。というものであった。この妥協をもとに原燃法案は再修正され、予算は全額政府出資だが国会の議決を得る必要はない、財務会計の監督は主務大臣及び大蔵大臣による3公社職員とは異なり、公共企業体等労働関係法の規制は受けない、毎年業務報告書を国会へ提出する等が法案にもらされたのである。こうして同法案は、日本原子力研究所法案、核原料物質開発促進臨時措置法案と共に1956年4月30日参議院本会議で可決成立、5月4日公布施行された。⁽⁹⁾こうして、「公社という名の公団」と言うべき、原子燃料公社の設置が、決まったのである。これなども、行政委員会にすべきであったにも拘らず、権限を弱められ、結局、行政委員会と審議会との中間的性格を持たせられ、しかも「委員会」の名称だけは残された原子力「委員会」の場合と同様、日本の原子力研究所開発体制にまつわる「いい加減さ」を端的に示しているものといえよう。

原子力委員会は結局、自らに課せられた最初の主要課題である原研敷地選定問題において、自らの決定を自ら覆えし、自らの性格をほぼ「委員会という名の審議会」にしてしまったことは、前稿で詳しく述べた通りである。

こうして原子力「委員会という名の審議会」や原子燃料「公社という名の公団」によってその後の原子力の研究、開発、行政等が行われていくことになるのであった。

かくして原研の1956年15日正式発足を待って原燃設立事務が進められていくことになった。6月19日、15名の設立委員が首相から任命され、7月2日には住友銀行虎ノ門支店内に事務室が設立された。7月19日には理事長に高橋孝三郎三菱金属鉱業常務取締役が内定、7月20日には、正力らも出席して、第1回設立委員会が開かれ、設立委員会規定、起業目論見書等を審議決定。8月7日には篠原設立委員長から高橋理事長に引き継がれ、原子燃料公社が正式に発足した。⁽¹⁰⁾

原燃は精錬所の敷地について、水戸射爆場に白羽の矢を向け、10月29日関東財務局長宛、国有地使用願を、東京調達局長宛、米軍用地提供

解除願を提出したが、交渉不調のため、12月26日、両局長宛提出書類の地域変更願を提出した。関東財務局は1957年1月29日開催の関東地区国有財産審議会に、この件を諮問、同審議会は原子燃料公社の申請を可とした。

しかし、3月9日東京調達局からは米軍用地提供解除願は却下されてきた。軍の使用に支障ありというのである。日本の原子力平和利用は又しても軍事利用の後回しにされたことになる。次いで、武山等が考慮されていたところへ、3月15日、宇田耕一国務相（原子力委員長）から原燃に対して、精錬所の敷地は東海村にという意向が伝えられてきた。そこで、原燃は射爆場北端地域を選定、直接米軍に提供を要請したが、容れられなかった。

止むなく、原燃は5月29日、宇田に対し、放医研建設予定地（東海村内）を利用するのが最上である旨の陳情を行い、結局6月10日、原子力委員会が現地を視察、放医研予定地の隣接地（国有地）に敷地が決定したのであった。そして放医研敷地（20万m²）の約半分は原燃に割譲しなければならないことになったのである。放医研敷地はその後千葉県千葉市黒砂に移された。

「原子力」におけるマイナス面の研究は、プラス面の研究の後回しにされてしまったのである。

こうして結局、放医研の敷地をそのままそっくり譲り受け、東京営林局から20万m²弱の土地⁽¹¹⁾を貸与されることになり、8月14日原子燃料試験所の建設が始まった。同試験所は1958年3月20日完工、試験業務を開始した。精錬工場については、米国のWACE社から技術を導入、同年7月1日から建設を始め、12月25日に完工、1959年3月18日、日本で初の金属ウラン76.4キログラムの生産に成功したのであった。⁽¹²⁾

3 放射線医学総合研究所の設立

放医研は、原研や原燃とは趣を異にする機関である。原研、原燃が原子力の研究、開発を担うプラスの機関とするならば、放医研は放射線による障害を防止するための研究というマイナス面を担当する機関である。これから原子力研究、開発を始めていこうという時期においては

最も重視されてしかるべき機関であった。

この放医研の設立には、勿論、日本民族が3度（広島、長崎、ビキニ）までも被った原水爆による被害の体験、それに当時のすさまじい米英の核実験競争による影響、さらに1954年3月の突如の原子力予算の出現により、いよいよ日本でも原子力の研究、開発がなされることが否応無しに決まったこと等が決定的な影響を与えている。そして1955年1月11日、茅学術會議会長から鳩山首相宛に国立放射線基礎医学研究所設置の申し入れ⁽¹⁾がなされたことが直接の契機となった。政府はこれを化学技術行政協議会(STAC)に審議させることとし、STAC内にそのための専門部会を設けた。この部会は検討の結果、放射線に関する研究所の設置は極めて妥当であるとし、国立放射線基礎医学研究所(文部省所管)——放射線医学の基礎的研究を目的とする——に加えて、厚生行政面に関連する国立放射線衛生研究所(厚生省所管)——放射線医学に関する行政の調査研究プラス患者診療、技術者の養成等を目的とする——の二つの設置が望ましい旨の結論を出した。

それが1956年1月に入ってからの原子力委員会における討議の中で両者を分離して設置するよりは、統一的な機構を設置するほうがよいという結論に達し、放射線医学総合研究所の名称もこの時決定した。その後、同年3月27日、原子力委員会は委員長名で内閣官房長官宛、学術會議に対して放医研設立の基本方針を諮詢することを依頼、これに対する学術會議の答申(6月30日)および原子力委員会に設けられた放医研に関する小委員会における検討をもとに、同委員会は7月5日、「⁽²⁾国立放射線医学総合研究所設置計画」を決定したのである。

その後1957年1月、放医研設立予算として、5億9100万円(国庫債務負担 4億4700万円)が計上され、2月には設立準備委員会も開かれ、4月23日に「科学技術庁設置法の一部を改正する法律」が公布され、6月には、放医研組織規則等も公布、それらは7月1日に施行され、ここに放医研が発足したのである。

研究所敷地は、57年5月7日の閣議で、東海

村に正式決定していたのであるが、前述のように原燃のために明け渡すはめになつたため、結局、千葉市黒砂において開所式にこぎつけたのは、59年7月1日であった。

放医研という原子力研究開発に伴うマイナス面を研究する機関が、敷地を原燃に譲渡しなければならなかつたという事実には、その後の日本の「原子力」の方向が象徴されている。

原研、原燃、放医研が発足してから約十数年が経過した1970年前半において、日本の原子力研究開発関係予算は、動力炉開発関係が年間約3百億円を越えていた⁽³⁾(1971年以降)のに対し、「原子力施設による海洋汚染から人間を守ってくれる頼みの綱的存在」である放医研の臨海実験所(茨城県那珂湊市)の年間研究費は約2千万円という不均衡な状態だったのである。

第2章 「原子力」に関する財界の動向

1 日本原子力産業會議の結成

原子力に関して戦後、最初に公的な発言をしたのは、戦後まもない頃から平和的な原子力の利用を唱え始めた武谷三男、講和条約に原子力研究禁止の条項を加えないことを求めた伏見康治らの学者であり、1954年3月突如、予算措置を講じ、原子力の研究開発を否応無しに開始させたのは、改進党を始めとする保守3党であった。これらに対し、財界は原子力について具体的な行動の開始が最も遅かった。

しかし、1954年3月の原子力予算の初登場に続き、同年4月のスマイス報告(=米国より電力コスト〔火・水力の〕が高い国々では、原子力発電が米国より早く経済ベースに乗る等、スマイス原子力委員が、54年4月、米国経営者年次大会に報告したもの)すなわち原子炉輸出促進のための宣伝等に大きな影響を受けて、日本でも早く原子力発電を、という空気は、財界の中に広がりつつあった。⁽¹⁾従って学界、政界等において「原子力」に関する論議が高まってくると、財界としての「原子力」への対応もそろそろ現れ始めるのである。

* * *

ただ学界では、独自に、そして基礎研究から始める、という形で「原子力」が論じられ始めたのに対し、財界では、多分に米国の動向に規定されつつ、しかも最初から「原子力発電」を、という形で「原子力」が取り上げられている。保守政党の原子力予算にしてもアイゼンハウアー提案の影響下に出現したものであり、最初から通産省に計上されていることからも明らかのように、基礎よりも、現業が重視されている。端的に、学界=自主研究開発=基礎から応用、そして実用へ、政府・財界=米国追随・輸入技術導入=一刻も早く原子力発電を、という構図を描くことができよう（勿論、同じ財界の中でも、原子力発電に対して、より積極的なグループ、比較的慎重なグループ等といった色分けができるように、そう単純に割り切れるものではないが、一応、基本的にそういう見方が出来るのである）。学界が「原子力」の基礎を重視し、財界が「原子力」の現業にウエイトを置くのは当然と言えば、当然と言えるかも知れないが、「原子力」が特殊な、そして重大な性格を持つものだけに、「基礎」と「現業」は緊密な関係を持つべきであった。だが実際には、両者間の「原子力」の出発時における不協和音は、時を追ってどんどん増幅していくことになる。

* * *

さて、財界において最初に結成されたのは原子力発電資料調査会であった（1954年12月）。会長は安川第五郎であるが、この会は海外諸国の原子力に関する資料、文献の収集、翻訳等を行っている。続いて55年には、正力松太郎を代表世話人に、石川一郎、藤原銀次郎、松永安左エ門らが加わって原子力平和利用懇談会が結成され、翌6月には、電力経済研究所、新エネルギー委員会が拡大され、原子力平和利用調査委員会が設立された。会長には小坂順造が就任している。

その後、これらは、個々別々に活動をしていた。しかし、55年11日、「財團法人」原研の設立、56年1月、原子力委員会の発足、と事態が進展していく中で、財界でも前記3者鼎立の現実を

改めて、原子力に関する統一的な機構を設けて大きな発言権を確保しよう、といった機運が芽生えてきた。原子力平和利用調査会なども業界間の連絡機関の結成を呼びかけている。

こうしたなかで、56年1月20日、原子力委員会も、初めて「原子力産業会議」といったようなものについて論じている。正力委員長の意図するところは、米国のアトミック・インダストリアル・フォーラム(AIF)のような組織を結成し、財界をバックに強力に原子力開発を推進し、一刻も早く日本でも原子力発電を実現させようというものであった。正力の「原子力産業会議」といったものを創設するという意見は結局、出席者全員（湯川は欠席）の賛成を得ている。

そこで、正力は同日中に、菅礼之助、植村甲午郎、橋本清之助（原子力平和利用調査会常任理事）と懇談、「原子力産業会議」結成についての協力を要請し、24日には小坂順造、25日には松永安左エ門、藤山愛一郎らと会って、やはり協力を依頼している。これら一連の有力財界人達との接触によって正力は自らの構想の実現に自信を深めたのであった。

これに対し、『朝日新聞』（56年1月21日〈三角点〉）は、「原子力産業会議所とおいでなすった。総合的協力は必要。中央集権的統制は無用」と牽制している。米国のAIFの場合は、中堅どころの企業（モンサント・ケミカル社）によって提唱（=原子力発電の研究開発に民間企業を参加させるよう）がなされ、これが契機となって、それまで政府独占下にあった原子力研究開発の成果を、民間大中小企業が公平に享受できるようにという目的のもとに、米原子力委員会が民間企業の参加を募集、成立したものである。

けれども、日本の原子力産業会議の構想は最初から、政府と財界一大企業の手によってつくられようとしていたのであるから、特定大企業が日本の「原子力」を完全に牛耳ってしまう可能性は大いにあったわけである。

1月27日、正力は原子力委員会で、原子力産業会議設立について正式に提案した。

原子力平和利用開発は拳銃一致の形で進め

なければならず、現在民間産業界の声をまとめる機関がないことは、正しい発展を実施する上に不十分と思われる。これまで民間でも原子力平和利用調査会など幾つかの機関があるのは事実だが、これらがバラバラに存在するだけではこの役割を十分果たすことは難しい。…そこで委員長が音頭とりの役を買って出て、ひろく民間に原子力産業会議の設立を提唱したい。⁽²⁾

というのである。これに対し、原子力産業会議の設置そのものには賛成した各委員も、原子力委員長自らが「音頭とりの役を買って出る」ことには難色を示している。結局それは、やはり民間の自発的機関であるべき、として「音頭とり」はやめ、提唱するだけということになった。

かくして、正力の提唱によって、原子力産業会議の設置のための懇談会が2月3日、首相官邸で開かれた。小坂、藤山、藤原、松永ら有力財界人が71名がこれに出席している。正力は、「原子力産業会議は原子力開発に関連する全民間産業が相協調し、原子力委の行う原子力平和利用に関する基本政策の決定に当たり、民間産業の総意を反映させると共に……わが国の原子力開発を重点的かつ効果的に推進し……原子力産業の発展に先駆的役割を果たされる事を切望するものである」と述べ、大いに支持されたのであった。

その場で設立準備委員会が結成され、早くも具体的な検討が始まられている。2月8日、2回目の会合では設立趣意書等の諸要綱を決定、3月1日には創立発起人総会にこぎつけるという早さであった。この総会には役230名が参加している。会長には菅礼之助、副会長には植村甲午郎、大屋敦、杉道助（大坂商工会議所会頭）、常任理事に橋本清之助、岡松成太郎（日商専務理事）、松根宗一（電気事業連合会専務理事）、堀越禎三（経団連常任理事）が選ばれ、ここに、その後の日本の「原子力」に大きな影響力を及ぼすことになる日本原子力産業会議が発足したのである。当時の原子力ブームの故か、あらゆる業界から350社以上がこれに参加している。

しかしこの「原産」の設立をすっきりと受け取る見方は少なかった。2月3日、『毎日新聞』は既に「正力さんの本当のネライは日本学術会議に対抗するものとして、この会議をつくるのではないか…原子力発電に慎重な学者達のいうことばかり聞いていては…十年たっても原子力発電は出来そうにない。こういう慎重派を押さえ、産業界をバツクに推進したいという気持ちを正力さんが持っていることは天下周知…」と述べ、同月4日の『朝日新聞』も、「産業会議の設立にあたって、多くの識者が恐れている点をさらにあからさまにいうならば、発電炉導入を急ぐ輸入業者や電力業者を中心に、原子力発電早期導入の機運を盛り上げ、その力を背景にして、学術会議その他の慎重論を抑えると共に、原子力研究所の研究も、その方向に向け換えるのではないかということである。わが国原子力開発と密接な関係にあるアメリカの方針が国内での発電より、発電炉輸出に重点を置いていることを考え合わせると、これは必ずしも単なる思い過ごしとばかりは言い切れない…」と、「原産」設立の真の意図を見抜いていたのである。

こうした危惧の念は、当時確かに多くの識者が抱いていた。『科学朝日』（56年3月号）では、「原子力をめぐる人々」に対して、アンケート調査を行っているが、その中で「もっとも心配な点は？」という質問に対し、菊池正士は「原子力研究所が発電会社に堕落し、委員会が重役会になること」（委員会＝原子力委員会…筆者注）と答え、杉本朝雄は「発電、発電と無計画な開発に突っ走ること」と述べるなど、原子力発電の早期開始へと猪突猛進し始めている政府、財界の態度を憂えている。

原産の発足前、電力9社の系統に属する原子力発電資料調査会は、原子力発電早期導入に非常に積極的であったのに対し、電源開発系の原子力平和調査会は比較的、慎重に諸情勢を勘案しつつ導入するという態度をとっていた。また電力9社の中でも、一本松珠璣らを中心に早期導入を唱える関電に対し、経済性等を検討した上で決定するという東電があるなど、原子力発

電をめぐる態度には業界内でも多少の差異があった。

また、この頃には三菱、日立等の企業グループも、それぞれの分野から「原子力」に触手を延ばしている。⁽⁴⁾ 各社とも、とにかく「原子力」に手を付けておくことに躍起になり始めていたのである。それは将来「原子力」に関して大きな発言権を確保すること、現実に政府からの委託金、助成金を獲得すること等を目指したものであった。

このように各々の調査会、業界、企業グループが、一様でない見解をもって、個々別々に研究開発をしていたのであるから、色々とロスも多かった。さらには、電力9社—電源開発間の確執などもあって中々統一的な組織結成は実現しなかった。

しかし、それが正力の提唱を受けるや、たちまちにして一本化を成し遂げたのであるが、その背景には政府—正力の、学術会議に対する「原子力」に関する対抗団体作り、という意図、財界における総意を結集して「原子力」について強大な発言権を持ちたい、という意図が見え隠れしている。正力は、「学術会議に対抗する」ため財界に原産の結成を呼び掛けたと明言しており⁽⁵⁾、他方、原産設立目的の一つには、「将来直接原子力利用の担い手になる産業界の意見を総合調整し統一して、政府あるいは国会に反映せしめたい」⁽⁶⁾と圧力団体たることが明記されている。

2 原子力産業5グループの結成

1956年3月1日の原子力産業会議発足に相前

表1 原子力産業5グループ

*日本ニュークリアフェュエル(JNF)社は東芝(30%)、日立(30%)、GE(40%)の合併会社
()内は構成会社数(1975年度)を示す。

グループ	幹事会社	原子炉製造	燃料 製造	商 社	提 携
三菱動力委員会	三菱重工(28)	三菱重工・三菱電機	三菱原子力工業	三 菱 商 事	ウェスチングハウス(WH)
東京原子力産業懇談会	日立製作所(23)	日立製作所・日立造船	日本ニュークリアフェュエル	丸 紅	ゼネラルエレクトリック(GE)
住友原子力委員会	住友原子工業(36)		住友電工・住友金属	住 友 商 事	ユナイテッド・ニュークリア
日本原子力事業会	東 芝(35)	東芝・石川島播磨	日本ニュークリアフェュエル	三 井 物 産	ゼネラルエレクトリック
第一原子力産業グループ	富士電機(22)	富士電機・川崎重工	古河電工・神戸製鋼	伊藤忠・日商岩井	英ゼネラルエレクトリック

『日本の原子力産業』通産省'75、『日本の経済』遠藤湘吉'61、『日本の原子力発電』中島・安斉'74、『原子力年鑑』原産'57～等より

後する時期において、その他にも財界は「原子力」に関して非常に活発な動きを示している。三菱、住友、三井の旧財閥関係諸企業等が「原子力」を錦の御旗に、各々グループを結成するなどの動きはその最たるものであった。

このなかでまず最初に結成されたのは、旧三菱財閥系各社による三菱原子動力委員会(MAP)である。これは(1)総合的情報交換、(2)原子力技術レベルの向上、(3)原子力に関する将来の在り方に関する検討等を目的として、55年10月11日に発足した。その構成会社は、三菱電機、三菱商事、三菱金属鉱業、三菱日本重工、三菱銀行、三菱地所、新三菱重工、三菱化成、旭硝子、東京海上火災保険等20社、すなわち三菱系の有力企業全てを網羅している。翌56年3月には、高度な方針の審議を目的として、各社常務クラスが集う三菱原子力政策会議(MAPE)も設置されている。

56年3月26日には、東京原子力産業懇談会(TAIC)が発足した。これは原子力の開発、平和利用に関し、国産技術の速やかな確立を計るために日立製作所、日本鉱業、昭和電工、丸紅飯田、日本冶金、日産化学、鹿島建設等、14社が結集したものである。動力源としての原子力発電に必要な材料から設備に至るまでの総合開発体制をめざすことがこのグループの目的にうたわれているが、これは近い将来における原子力発電の実用化を見越して、それに対する受注体制を確立させておこうという意図を明確に示すものである。

同年4月15日には、旧住友財閥系各社が原子力開発に関する調査、企画さらに工業化を推進

すべく住友原子力委員会(SAEC)を結成した。このグループは、住友金属鉱業、住友機械工業、住友銀行、住友商事、住友海上火災保険、日本板硝子、日本電機等14社から成っている。

次いで6月8日には、旧三井財閥系の三井化学、三井金属、東芝、石川島重工業、三井銀行、大正海上火災、第一物産、三井造船、三井鉱山等の30社が、相互協力のもとに原子力事業を推進するために、日本原子力事業会(NAIG)を組織した。

8月23日には、旧鈴木商店系(神鋼系)および旧古河・川崎系の企業が集合し、原子力の総合開発体制を目指して第一原子力事業グループ(FAPIG)を発足させた。これには富士電機、古河電工、古河鉱業、日本軽金属(古河系)、日商、神鋼(旧鈴木系)、川崎重工業、川鉄(川崎系)、それに第一銀行、清水建設など14社が参加している。

これら一連の動きは、1949年6月、53年8月と再度にわたる独占禁止法の大幅な改定のもとで、急速に進行していた旧財閥系を中心とする独占強化—企業の系列化、旧財閥の再結集の動きと無関係ではあるまい。その延長線上に、原子力事業グループの結成があったと見るべきであろう。原子力発電その他の原子力平和利用を推進させるという名目のもとに、企業相互間の有機的結合の強化、旧財閥の再結集が図られたのである。

これら5グループは、1957年11日、日本原子力発電の発足等、電力業界が原子力発電に本腰を入れ始めたこと等の影響を受けて、各グループ内の整備調整、企画、調査等の段階から、共同研究、共同開発へと歩みを進めて行く。また今後予想されるであろう受注競争に備えて、各グループとも、従前から関係の深かった海外重電機メーカーとの提携を一層強め、受注体制の強化を図っている。中でも旧財閥系3グループは、住友グループが57年2月に住友原子力研究所、59年12月には住友原子力工業を、三菱グループは、WH社との提携を基礎に58年4月に三菱原子力工業を、三井グループも、GE社との提携のもと日本原子力事業を発足させるなど、

体制強化が著しい。

またこのことは、日本の原子力産業が、海外(特に米国)大企業の下請け機関化することを意味する。⁽⁷⁾その後WH、GE等が日本国内で受注に成功した場合、その提携グループが下請け製造を行うというパターンが確立していくことになる。こうして日本は核燃料供給の面だけでなく、原子力関係の機器製造の面においても米国の従属下に置かれることになっていくのである。⁽⁸⁾

おわりに

以上のように本稿では、1950年代半ばにおける原子力研究開発に実際に携わる諸機関の設立されていくさまをみ、さらには財界が足並みを揃えて原子力研究開発に積極的にコミットしていくさまをみてきた。

次稿では、原子力発電をめぐる諸々の動き、すなわち動力炉導入をめぐる各界の見解、原子力開発利用長期基本計画をめぐる動き、米国や英国の原子炉売り込み、米国や英国との間の原子力一般協定締結に関する動き、日米原子力産業合同会議の発足、日本原子力発電株式会社の設立等々の経緯について言及する予定である。

注

第1章

- (1)日本原子力研究所法、1956年5月4日制定公布、条文略。
- (2)正力は最初は原研理事長に岡野保次郎を希望、固辞されたため、大屋敷に依頼したが、これまた固辞されたため、安川第五郎に落ち着いた。副理事長には駒形作次、理事は久布白兼致、杉本朝雄、嵯峨根遼吉、今泉兼寛。
- (3)『毎日新聞』1956年2月11日。
- (4)この間の事情は、朝日、毎日、読売等各紙、『原子力年鑑』、『原子力白書』、『原子力開発十年史』、中島、安斎『日本の原子力発電』等による。
- (5)同上
- (6)その他、同法案には公社の業務として「核燃料物資及びその廃物の分離及び処理」という規定もあるが、これは当分の間は原研の業務とするのが適当であろう等の意見が述べられている。
- (7)『毎日新聞』1956年2月21日。
- (8)原子力基本法には1955年12月16日付、参院商工委員会の付帯決議が付いている。これは「本法の改廃及び付属法、関係法の制定、運用に当たっては、本法の趣旨及び提案の経過に鑑み、あくまで超党派性を堅持し、国民的協力体制を確立すべきである。右決議する」というものであり、軽々に改廃すること等を戒めている。
- (9)原子燃料公社法、1956年5月4日法律第94号。改正1957年6月10日法律第166号。条文略。
- (10)「公社という名の公団」=『原子燃料公社の歩み』(1969年3月、動燃刊)等がこの語を使用。
- (11)「委員会という名の審議会」=上に習って筆者が命名したもの。
- (12)副理事長は原玉重、理事は豊島陸、佐藤源郎、今井美材。
- (13)この土地は国有地であったが、戦中は付近の住民に耕作を許可していた。
- (14)この間の事情については、朝日、毎日、読売等各紙、並びに『原子力年鑑』、『原子力白書』、『原子燃料公社の歩み』、『原子力開発十年史』等による。
- (15)「国立放射線基礎医学研究所の設置について」、本文略。
- (16)この設置計画は3ヵ年計画。(1)放射線の人体に対する影響についての基礎的な研究等を事業と

して行う。

- (17)『原子力ポケットブック』(科技庁原子力局)1975年。
- (18)高橋昇「ナショナルプロジェクトとは何か」『技術と人間』第5号、1973年4月。

第2章

- (1)『原子力開発十年史』(1965年10月 原子力開発十年史編纂委員会編)。
- (2)『原子力年鑑』1957年版(1957年5月 社団法人日本原子力産業会議)。
- (3)同上
- (4)『毎日新聞』1956年2月3日。
- (5)河合武『不思議な国の原子力—日本の現状一』1961年2月。
- (6)設立の目的。(1)略、(2)略、(3)わが国の原子力開発、利用はいまだ緒についたばかりで、将来の原子力開発の方向を左右するような重要法案や基本計画が決定されつつある段階にあるが、将来直接原子力利用の担い手となる産業界の意見を総合調整——統一して、政府あるいは国会に反映せしめたい。
- (7)初期においては、イギリスとの提携もあり、コールダーホール改良型原子炉を日本に導入する際には第一原子力グループが建設に当たることになり、英GE社との間に技術提携契約が結ばれるなどしたが、その後は米国一辺倒となり、例えば、原研の動力試験炉については、GEのBWRが選ばれ、提携関係から日本原子力事業と日立製作所が下請け製作を行っている。
- (8)参考文献
- 『原子力年鑑』1957~8年版。
- 『日本の原子力産業』(通産省)1969年版、1971年版、1975年版。
- 堀口定義『原子力産業』1970年。
- 遠藤湘吉『講座現代日本の分析』1960年。
- 『原子力白書』(原子力委員会)1956年版~。
- 中島、安斎『日本の原子力発電』1974年。
- 『原子力開発十年史』(原産)1965年。
- 『現代日本産業発達史』(現代日本産業発達史研究会)1964年。
- 『原子力国内事情』(原産)、『原子力海外事情』(原産)、『原子力資料』(原産)、『原子力委員会月報』(科技庁原子力局)、有沢、稻葉編『資料戦後二十年史』1966年、その他。